

社会福祉法人大阪社会医療センターにおける公正な職務の執行
の確保のための内部統制の体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大阪社会医療センター(以下、「法人」という。)職員の公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制について必要な事項を定めることにより、法人におけるコンプライアンスを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、理事及び理事長が法人の職員として任命(大阪市からの派遣職員を含む。)又は委嘱した者をいう。

2 この要綱において「コンプライアンス」とは、法人職員による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図ることにより、法人職員の公正な職務の執行を確保することをいう。

3 この要綱において「内部統制」とは、内部通報及び不正要望等に対する対応、その他の法人におけるコンプライアンス)を推進するための措置を実施することを通じて、法人業務の運営を統括することをいう。

(内部統制責任者等)

第3条 内部統制の円滑な実施を図るため、法人に内部統制責任者及び副内部統制責任者をおく。

2 内部統制責任者は、理事長をもって充て、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 内部通報に対する対応に関すること
- (2) 不正要望等に対する対応に関すること
- (3) コンプライアンスに関する研修の実施に関すること
- (4) その他内部統制に関する事務の処理に関すること

3 副内部統制責任者は、事務局長をもって充て、内部統制責任者を補佐し、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、副内部統制責任者がその職務を代行する。

(分任内部統制責任者等)

第4条 内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、分任内部統制責任者及び内部統制総括員を置く。

2 分任内部統制責任者は、病院長をもって充て、内部統制総括員は、事務局次長をもって充てる。

3 分任内部統制責任者は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、自らの所掌事務に係る内部統制に関する事務を所管する。内部統制責任者及び副内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者及び副内部統制責任者が欠けたときには、分任内部統制責任者がその職務を代行する。

4 内部統制総括員は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 内部通報の受付に関すること
- (2) 内部通報に対する対応の総合調整に関すること
- (3) 不正要望等に対する対応の総合調整に関すること
- (4) その他内部統制に関する事務の総合調整に関すること

(内部統制員)

第5条 内部統制責任者及び分任内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、内部統制員を置く。

- 2 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の指揮監督の下にある各部門の課長等の管理責任者をもって充てる。
- 3 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。
 - (1) 自らの所管事務に係る内部通報に対する対応に関すること
 - (2) 自らの所管事務に係る不正要望等に対する対応に関すること
 - (3) その他自らの所管事務に係る内部統制に関する事務の処理に関すること

(内部統制連絡会議の設置)

第6条 法人における内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図るため、内部統制連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

- 2 連絡会議は、内部統制責任者、副内部統制責任者、分任内部統制責任者、内部統制総括員及び内部統制員並びに専門委員で組織する。
- 3 専門委員は、弁護士に委嘱する。
- 4 連絡会議は、内部統制責任者が招集し、主宰する。
- 5 連絡会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。
- 6 連絡会議に幹事を置き、各診療科、総務課、看護部、薬局及び医療技術部門の課長等の責任者をもって充てる。
- 7 連絡会議の準備その他必要があるときは、幹事をもって幹事会議を行う。
- 8 連絡会議の庶務は、総務係において処理する。

(報告等)

第7条 内部統制責任者は、内部統制に関する状況等について必要があると認めるときは、副内部統制責任者、分任内部統制責任者、内部統制総括員及び内部統制員に対し、報告を求め、又は意見を述べることができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。(第2条、第3条2項、第8条 法人代表者を「会長」から「理事長」に変更)
- 3 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。